

令和6年5月27日
公益社団法人北海道観光振興機構

「令和6年度アドベンチャートラベル推進事業「AT ハンズオン支援事業」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和6年度アドベンチャートラベル推進事業「AT ハンズオン支援事業」

2. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受け、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)における注目度が高まる中、AT受入体制の構築に取り組んでいる、または新たに取組を始めようとしている全道各地域での諸課題の解決が必要である。本事業では、各地域の特性に応じたATコンテンツの発掘や磨き上げ、AT人材の育成や確保、ATツアー商品の造成や販売等の現状の把握と諸課題の解決を行い、AT受入体制の構築を目指せるよう、地域に専門家を派遣及び地域の実情に即した研修会を開催し、ATに関する知識・ノウハウの向上を図る。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

5月27日(月)	公示
6月10日(月)	企画提案の参加表明期限
6月24日(月)	企画提案書の提出期限
6月下旬	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
7月上旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
事業企画本部 観光戦略部 佐藤・伊原
Email n_sato@visithkd.or.jp TEL 011-231-0941

以上

令和6年度アドベンチャートラベル推進事業 ATハンズオン支援事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受け、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）における注目度が高まる中、AT受入体制の構築に取り組んでいる、または新たに取組を始めようとしている全道各地域での諸課題の解決が必要である。本事業では、各地域の特性に応じたATコンテンツの発掘や磨き上げ、AT人材の育成や確保、ATツアー商品の造成や販売等の現状の把握と諸課題の解決を行い、AT受入体制の構築を目指すよう、地域に専門家を派遣及び地域の実情に即した研修会を開催し、ATに関する知識・ノウハウの向上を図る。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(2) 業務スケジュール

- | | |
|----------|----------------------|
| 5月27日（月） | 公示 |
| 6月10日（月） | 企画提案の参加表明期限 15:00 締切 |
| 6月24日（月） | 企画提案書の提出期限 15:00 締切 |
| 6月下旬 | 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） |

7月上旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、業務開始
3月14日（金） 事業実績報告書の提出期限
※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) AT相談受付体制の確立

① 専門家リストの作成

- ・本事業（現地専門家派遣・研修会講師等）に協力可能なATに関する知識豊富な人材かつ北海道の観光情勢に精通している人材を専門家として複数選定し、リストアップすること。（20名程度）
- ・選定にあたっては、「北海道認定アドベンチャートラベルガイド」や、AT商品を造成・販売している旅行会社、中小企業や個人事業主に対して経営支援等を行える産業支援機関も、専門家リストに加えること。
- ・専門家の主な対象分野
AT全般、戦略策定、商品造成（自然、アクティビティ、歴史、文化）、ガイド人材育成、旅行商品造成、販路・商品流通など、地域団体や事業者がATに取り組むための課題は多岐にわたることから、様々な分野で相談を受けることが可能な体制とすること。

② 相談申込用特設WEBページ及び相談申込入力フォームの作成

- ・特設WEBページ上には、支援期間、支援内容などの事業概要、上記専門家リスト、相談申込入力フォーム等を設けること
- ・なお、特設WEBページ上に、派遣結果概要を報告書として公開する場合がありますこと、予算や専門家日程等により、申込どおり対応ができない旨を明示すること。
- ・特設WEBページ上に相談申込フォームを作成し、フォーム欄には、相談事項、地域の現状、希望する専門家、担当者連絡先などを設けること

(2) AT専門家派遣の実施

① 専門家派遣事業概要

専門家派遣事業の概要については、次のとおりとする。

- ・募集期間：令和6年7月上旬～令和7年1月中旬
- ・専門家派遣期間：令和6年7月中旬～令和7年2月下旬
- ・申請対象者：AT推進の意思がある市町村、観光協会、DMO・DMC、観光ガイド事業者、アクティビティ事業者等（事業者は、道内に本社・本店を有するもの）
- ・派遣場所：申請者指定の現地派遣を原則とする。
※ただし、日程調整不調の際、申請者・専門家双方の了承が得られた場合は、オンラインによる面談も可とする。
- ・全体の専門家派遣は20団体以上とし、30団体程度を目指すこと。また、同一の団体が、専門家の派遣を要請できる回数は5回（日数では10日以内）を上限とする。

② 専門家派遣事業の実施

- ・申請があり次第、専門家とのマッチング・日程調整を行うこと。
- ・日程調整後、申請団体、観光機構及び道庁観光振興課に派遣決定の連絡すること。
※関係（総合）振興局には、道庁観光振興課から情報提供
- ・決定した日程により、専門家を現地派遣し、申請者及び関係者に対して助言等を実施すること。なお、可能な限り現地関係者と幅広く会えるよう調整すること。また、観光機構及び北海道が同行・同席する場合もあることに留意すること。
（申請団体の相談内容により、研修会形式での開催も可）
- ・現地派遣後は、派遣内容を取りまとめること。
- ・現地派遣後、申請者に対してアンケートを実施し取りまとめること。
- ・必要に応じ、専門家が現地コンテンツを視察できる機会を設けることも可とする。
（ただし、専門家以外の視察経費は対象外）

- ③ 専門家派遣事業の周知
 - ・積極的な相談回数が確保できるような手法について提案すること。
 - ※観光機構及び道庁においても、市町村・会員等に対し周知する予定。
- ④ その他
 - 別紙「令和6年度アドベンチャートラベル推進事業「ATハンズオン支援事業」(事業概要)」を参照
- (3) 研修会の実施
 - ① AT研修会の実施
 - ・AT受入体制の構築に取り組んでいる地域、または新たに取組を始めようとしている地域を選定し、現地観光関係者等を対象に、研修会を開催すること。
 - ・開催地域：全道6か所以上で開催することとし、開催地域を提案すること。
 - ※開催地域は全道6圏域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）を想定しているが、これらに限定しない。
 - ・開催日程：令和6年7月上旬～12月27日（金）の間に開催すること。
 - ・実施内容：プログラムについては、各回半日程度の日程とし、ATの基礎的な内容を含み、地域が将来的にAT受入体制の構築を目指せるよう、全体構成を提案すること。
 - ・参加者：官公庁、観光協会、DMO・DMC、観光ガイド事業者、アクティビティ事業者等の観光関係者等とし、研修会に多くの現地観光関係者等が参加できるように、周知を図ること。なお、各回の参加者数については、50名程度を目指すこと。
 - ※観光機構及び道庁においても、市町村・会員等に対し周知する予定。
 - ・参加者アンケートを実施し取りまとめること
- (4) (1)～(3)共通の注意事項
 - 事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。
- (5) 地域及び事業者への協力依頼
 - 可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、現物協賛の獲得に努めること。
- (6) その他の提案
 - 予算の範囲内で上記以外に、有効な企画があれば提案書に盛り込むこと。
- (7) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定
- (8) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理
- (9) 事業実績報告書及び成果物の提出
 - ① 事業実績報告書 紙媒体2部及び電子データ

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

- (1) 提出期限 令和6年6月10日（月）15:00
- (2) 提出方法 メール（書式は任意）
- (3) 提出場所 観光戦略部 佐藤 尚弘 n_sato@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

- ④ 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
 - ⑤ 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
 - ⑥ コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
 - ⑦ 見積書（参考見積り）
 - 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）
 - (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
 - (4) 提出期限
令和6年6月24日（月）15：00（厳守）
 - (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
（公社）北海道観光振興機構 事業企画本部 観光戦略部
担当：佐藤 尚弘 TEL 070-8925-3911

10. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - 指示内容が十分理解されているか。
 - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
観光戦略部 佐藤 尚弘
Email n_sato@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941／070-8925-3911

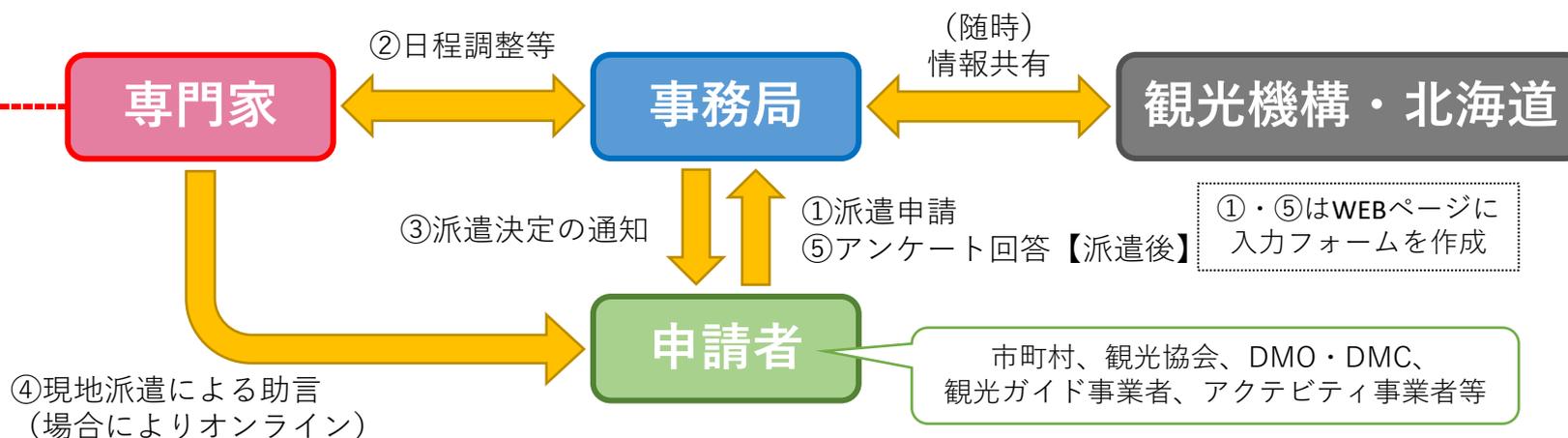
以上

事業目的

本事業では、各地域の特性に応じた「ATコンテンツの発掘や磨き上げ」、「AT人材の育成や確保」、「ATツアー商品の造成や販売」等の**現状の把握と諸課題の解決**を行い、地域が**将来的にAT受入体制の構築を目指せるよう**、地域に『**専門家を派遣**』及び地域の実情に即した『**研修会を開催**』し、ATに関する知識・ノウハウの向上を図ることを目的とする。

専門家派遣

※派遣スキーム（想定）



専門家リスト

※20名程度リストアップ

『北海道ATガイド』『旅行会社』『産業支援機関』など

ATに関する知識豊富な人材かつ北海道の観光情勢に精通している人材を専門家として選定し、多岐にわたる課題に対し助言できる体制を構築する。

研修会開催

※全道6か所以上で開催

AT受入体制の構築に取り組んでいる地域、または新たに取組を始めようとしている地域で、観光関係者等を対象に、地域の実情に即した内容の研修会を開催する。